

鴨川市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

鴨川市長 佐々木 久之

#### 鴨川市条例第7号

##### 鴨川市印鑑条例の一部を改正する条例

鴨川市印鑑条例（平成17年鴨川市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「場合には、」の次に「登録申請者が自ら申請した場合であって」を加え、「該当する場合」を「該当するとき」に改め、同項第1号中「登録申請者が自らが申請した場合であって」を削り、同項第2号中「登録申請者」を「登録申請者」に改め、同条第2項中「14日」を「1月」に改める。

第15条第3項中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

##### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第15条第3項の改正規定は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。